

2016年12月8日・9日

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

とくべつでんわそうだん
特別電話相談

ほんねん がつついたち しょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう
本年4月1日より障害者差別解消法が施行されました。

「これは差別に当たるか」 「合理的配慮とは、どの程度までしないといけないのか」

「差別をやめてほしいとき、具体的にどう動いたらいいか」

ぎもん
などのご疑問に、弁護士がお答えします。

しょう しゃ かそく ぎょうせい かた じぎょうしゃ かた そうだん
障がい者、ご家族、行政の方、事業者の方、どなたでもご相談ください。

でんわ そうだん
電話によるご相談(※通話料がかかります。)

りょうじつ ごぜん じ ごご じ
両日とも午前10時～午後4時

でんわ
電話：06-6314-1710

ちょうかく しょう かた でんわ そうだん こんなん ばあい ふあつくす そうだん う
聴覚に障がいのある方などで電話での相談が困難な場合はファックスによるご相談もお受けしています。

ほんごう
ファックス番号：06-6364-1252

かいとう にっすう よう ばあい
※ 回答までには日数を要する場合があります。

なまえ かいとうさき ばんごう めいさ そうしん
※ お名前、回答先ファックス番号を明記して送信してください。

(できるだけ、大阪弁護士会ホームページのファックス用相談フォームをご利用ください。)

